

今回のテーマ：労災で運転できなくなったら解雇しても大丈夫！？

Q.当社の従業員が腰痛で労災認定されました。腰がかなり痛いようでトラックの運転をすることが出来ません。この場合、仕事もできないですし解雇することは可能でしょうか？

A. 労災には大きく分けると2種類あります。業務上災害と通勤上災害です。腰痛での労災認定ということですが、おそらく業務上災害かと思われます。

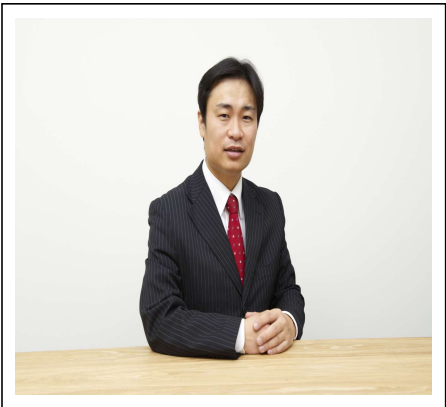
労働基準法第19条によると「労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間は、解雇してはならない」とあります。すなわち、業務上災害における労災の療養中と治癒(症状固定)してから30日間は、解雇できないとしています。これを「解雇制限期間」といい、労働者の身分保障を行っています。ゆえに、治癒した後に、労働者に対し解雇の話を持ち出すことはあるかもしれませんが、業務上災害により療養している期間およびその後30日間は解雇に関しては、口に出してもいけないということになります。なお、治癒後には当然に解雇できるということでもなく、解雇に関しては客観的合理的理由等、慎重な判断が必要であることは言うまでもありません。

また、解雇制限期間は、あくまで業務上災害の場合の制約であり、通勤上災害にまで制約があるわけではないことを付け加えておきます。

業務上災害の場合、解雇の取り扱いは注意が必要です！

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

執筆者プロフィール

滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。

日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！